

専門学校日本医科学大学校 学校自己評価委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、専門学校日本医科学大学校（以下「本校」という。）の理念・学則に基づき、教育水準の向上及び教育目標を達成するため、学校自ら評価基準を定め、本校の教育活動等の状況について行う自己評価の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、学校自己評価とは、学校教育法第42条及び同法施行規則第68条に規定する自己評価をいう。

(委員会の設置)

第3条 本校の自己評価を実施するため、学校長直属の諮問機関として、専門学校日本医科学大学校 学校自己評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の任務)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる事項をつかさどる。

- (1) 自己評価の基本方針及び実施体制並びに実施方法の制定・改廃に関すること。
- (2) 自己評価の評価基準項目に関すること。
- (3) 自己評価報告書の作成及び公表に関すること。
- (4) その他、自己評価の実施について必要な事項に関すること。

(委員会の組織)

第5条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 本校教職員のうち、学校長が指名した者
- (2) その他学校長が必要と認めた者、若干名

(委員会の委員長等)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2. 委員長は、前条に定める委員のうちから、学校長が指名する。
3. 委員長は、委員会を招集し、議長となる。
4. 副委員長は、前条に定める委員のうちから、委員長が2名指名する。
5. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、委員長の職務を代行する。

(任期)

第7条 委員長及び委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(委員会の議事)

第 8 条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開会することはできない。

2. 委員会の議事は、委員長及び委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。

(自己評価の実施)

第 9 条 自己評価は、毎年実施する。

(結果の答申)

第 10 条 委員会は、自己評価の結果をとりまとめ、学校長に答申するものとする。

(点検・評価の対応)

第 11 条 学校長は、自己評価の結果に基づき、改善等が必要であると判断したときは、学校運営会議に報告するとともに、適切な措置をとるものとする。

(結果の公表)

第 12 条 委員会は、学校長の指示に基づき、自己評価の結果を広く社会に公表するものとする。

(雑則)

第 13 条 この規程に定めるもののほか、自己評価に関し必要な事項は、学校長が定める。

附 則

1. この規程は、平成 25 年 12 月 1 日から施行する。
2. この規程は、令和元年 7 月 1 日から施行する。